

環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案

環境影響評価法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定のうち同条第二項中「係る工作物」の下に「（同号ホに掲げる事業に係る工作物にあつては、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所を除く。）」を加える。

附則第一条第一号中「附則第三条」の下に「から第五条まで」を加え、同条第二号中「附則第五条」を「附則第七条」に改める。

附則第五条を附則第七条とする。

附則第四条の見出しを削り、同条を附則第六条とする。

附則第三条の次に次の見出し及び二条を加える。

（検討）

第四条 政府は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業についてその実施に先立つ早い段階での環境の保全についての配慮が重要であるとの観点から、当該事業に係る枠組みを設ける基本的な計画、

構想等（以下この項において「上位計画等」という。）の策定又は変更を行う者がその立案の段階において、当該上位計画等を踏まえ実施されることが想定される事業に係る環境影響について、関係する地方公共団体及び住民、環境保全活動等を行う民間団体等の意見を反映しつつ、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて当該上位計画等の策定又は変更を行う仕組みの導入について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の仕組みを導入することに伴う地方公共団体の負担を軽減するために必要な財政上の措置の在り方について、同項の検討と併せて検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、この法律による改正後の環境影響評価法第五十二条各号に定める書類に関し、著作権の保護等に留意しつつ、当該書類を作成した事業者等の同意を得ることなくこれを公開する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。